

後志地域歯科衛生士バンク登録事業実施要領

1 目的

地域住民の歯科保健の向上には、乳幼児から高齢者までの一貫した歯科保健サービスが有効であり、歯科衛生士は今後の地域歯科保健の展開に欠かせないマンパワーとして重要な役割を担っていることから、歯科衛生士を登録することにより、町村の歯科保健事業の推進を図る。

2 実施主体

後志総合振興局保健環境部保健行政室及び岩内地域保健室

3 対象者

後志管内（小樽市を除く）町村に居住する歯科衛生士資格を持つ者

4 事業内容

管内在住の歯科衛生士有資格者から連絡を受理し、別紙「調査票」により名簿に登録する。

（1）広報周知

新規登録者を増やすため、歯科衛生士バンク登録事業の周知を行う。

- ① 各町村の広報誌への掲載依頼を行う。
- ② 当室ホームページに随時掲載

（2）名簿登録、管理

- ① 登録を希望する歯科衛生士から連絡または調査票を受理し、内容を確認し名簿に登録する。
- ② 登録した歯科衛生士については、町村や介護施設などからの要望により、情報提供を行う。

（3）スキルアップ研修会の開催

歯科衛生士バンクの登録者を対象に、研修会を開催する。なお、研修会は岩内地域保健室と合同で行い、年1、2回の開催とする。

5 留意事項

- （1）登録名簿の保存は、他者が閲覧できないよう LGWAN に格納する。
- （2）町村等から要望があった際は、必ず、当室担当者が間に入って登録者へ連絡し、登録者の承諾を得てから町村等へ電話番号を伝えるなど、個人情報の取扱に留意する。

附 則

この要領は、令和4年(2022年)7月15日から施行する。